

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

退職手当積立金規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会職員の退職手当の積み立てについて必要な事項を定める。

(手当の積立額)

第 2 条 社会福祉法人開成町社会福祉協議会は退職手当等に充てるため、神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例（昭和 40 年条例第 2 号）第 2 条に規定する割合により算出して得た額から公益財団法人神奈川県福利協会退職共済規程第 8 条から第 9 条に規定する割合により算出して得た事業主負担掛金額を除いた額を積み立てなければならない。

(委任)

第 3 条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 3 月 26 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。